

# 愛媛県立医療技術大学動物実験委員会規程

平成22年規程第103号

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛県立医療技術大学動物実験等規程（令和6年規程第3号。以下「規程」という。）第5条第2項の規定に基づき、愛媛県立医療技術大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務等)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議及び調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が、法令及び基本指針並びに規程等に適合していること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等の設置及び廃止並びに実験動物の飼養及び保管の状況に関すること。
- (4) 動物実験等の適正な実施及び実験動物の適正な取扱いに関すること。
- (5) 関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (6) 自己点検・評価、外部の機関等による検証の実施に関すること。
- (7) 情報公開に関すること。
- (8) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

2 委員会は、必要があると認めるときは、管理者、動物実験責任者及び動物実験実施者に対し動物実験等及び実験動物の飼養及び保管の状況等に関して報告を求めることができる。

(組織)

第3条 委員会は、学長が次に掲げる者から任命した委員をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 複数名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 複数名
- (3) その他学識経験を有する者 若干名

2 前項の委員は、教授会及び研究科委員会の議を経て学長が任命する。

3 第1項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長を置き、委員のうちから、委員の互選によって選出する。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長は、指名する委員をもって、その職務を代行させることができる。

7 委員会は、第1項に定める委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

8 委員会の議決は、出席委員の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聞くこと

ができる。

10 委員は、自らが動物実験実施者となる動物実験計画の審議及び調査に加わることができない。

11 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。

(事務)

第4条 委員会に関する事務は、経営企画グループにおいて処理する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年4月1日付けで任命する委員については、第3条第2項の規定にかかわらず研究科委員会の議は要しないものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。